

第16回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 招 集 令和6年10月28日(月) 13時30分
第16回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和6年10月28日(月) 13時24分

3. 閉 会 令和6年10月28日(月) 13時47分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員

6. 議事録署名委員 4番—中島委員 5番—菅野委員

7. 付議議件 議案第75号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第78号 土地の現況地目証明願いについて
議案第79号 遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	定刻5分前ではありますが、第16回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 皆さまの出席によりまして、定足数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしく申し上げます。
議長	それでは第16回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、4番－中島委員、5番－菅野委員お願いします。 日程2、議案第75号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第75号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字以久科北1筆、地目畑、面積は46,480 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成27年6月29日から令和7年6月28日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年9月26日となっております。 番号2、関係の土地については、字以久科北5筆、地目畑、合計面積は106,628 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和2年4月20日から令和12年4月19日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年9月25日となっております。 別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。
議長	合意解約通知について、番号1と2決定したいと思いますよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは番号1、2決定します。 日程3、議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第76号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字以久科北2筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は47,773.75 m²、申請の理由、貸人は所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人は経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分2、関係の土地については字以久科南1筆、公簿・現況地目記載の通り、面積は49,420 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経

	営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分3、関係の土地については字以久科北3筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 47,580 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のため借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分4、関係の土地については字以久科南18筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 163,262.87 m²、申請の理由は貸人が経営規模を縮小したいため、借人が経営規模を拡大したいためとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分5、関係の土地については字以久科北5筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 106,628 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大、安定のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分6、関係の土地については字大栄2筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 34,564 m²、申請の理由は貸人が農業経営規模縮小のため賃貸したい、借人が経営規模拡大のために賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 区分7、関係の土地については字大栄6筆、公簿・現況地目記載の通り、合計面積は 28,950 m²、申請の理由は貸人が農業経営規模縮小のため賃貸したい、借人が経営規模拡大のために賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。 現地調査について、1から3は市村委員、菅野委員、星委員。4から5は菅野委員、市村委員、星委員。6、7は舟窪委員、田中委員、中島委員で行っております。 別紙の農地法第3条調査書の通り、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。
議長	それぞれ、区分の7まで現地確認委員の皆さんの意見を聞きながら、決定したいと思しますので、お願いします。 区分1、2、3、現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、2、3、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、2、3決定いたします。 続きまして、区分4、5、現地確認委員、菅野委員どうでしたか。

菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分4、5、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分4、5、決定いたします。 続きまして、区分6、7、現地確認委員、舟窪委員どうでしたか。
舟窪委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分6、7、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分6、7、決定いたします。 ここで休憩とし、協議報告事項1番の説明をお願いします。 (一時休憩) これより休憩を解き、日程4、議案第77号、農地法第4条による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第77号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字来運1筆、公簿地目畑、面積は2,162㎡、申請の理由は農業用施設の建設(追認)、農家住宅用太陽光発電設備の建設(追認)、転用の概要については記載の通りとなっております。 区分1の位置図については同頁記載の通り、現地確認は武正委員、星委員、舟窪委員となっています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。
議長	区分1、現地確認委員、武正委員どうでしたか。
武正委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	それでは、区分1、決定いたします。 続きまして、日程5、議案第78号、土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第78号、土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字越川1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は2,775 m²、証明を必要とする理由については、地目変更のためとなっています。 番号2、関係の土地については字来運1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は471 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。 位置図については同頁に記載の通りとなっています。 現地確認については、区分1は波多野委員、尾崎委員、菱川委員、区分2は舟窪委員、武正委員、星委員となっています。以上です。
議長	それでは番号1、現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで番号1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、決定します。 それでは、番号2現地確認委員、舟窪委員どうでしたか。
舟窪委員	問題ありません。
議長	問題なしということで番号2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号2、決定します。 日程6、議案第79号、遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて説明をお願いします。
事務局	日程6、議案第79号、遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて

	農地法第30条1項に基づく利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用について(以下、運用通知)第4(3)アに基づき以下のとおり議決する。 事由、下記の農地は、運用通知第4(4)の基準に従って、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断する。 手続きについては、本会議決定後、運用通知第4(3)ウに基づき対象地の所有者及び道、斜里町、法務局に対して非農地通知書を送付する。 関係の土地については、下記に掲載の2筆、合計面積は9,146 m²、位置図は第2回農地パトロール推進会議で配付済みとなっています。以上です。
議長	番号1と2、まで、遊休農地に関する措置ということで、農地等の取扱いについて決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは、番号の1と2、決定いたします。 ここで休憩とし、日程7、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	無いようですので、第16回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和6年10月28日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

中島 徹

議事録署名委員

菅野 裕一